

ロシアのかたち(5)

松嶋希会*

モスクワで7年働いた後に東京で再び働き始めて1年半。モスクワの職場は、物理的には男性もいたはずだが、女性の存在感が大きかったとよく思い出す。ロシア労働法の書籍は、「ロシアにおいては全体として女性の就労率は高く、女性自身が、家事をこなし育児をしながらも、フルタイムで働きキャリアアップを求める傾向がある」としつつ、しかし、「一方で、経済において、女性は男性と同等の地位にいるわけではない。女性が各種企業・組織代表者を務める割合は、2006年には37.3%であったが、2015年には32.7%に落ちている」と嘆いている（ちなみに、帝国データバンクの報告では、日本における女性社長比率の割合は2018年4月時点で7.8%である。）。

2012年の話しになるが、モスクワの勤務会社の女性従業員割合を調べたことがある。勤め先は、法務、税務やビジネスコンサルを提供する会社であった。事務職を除いた専門職における女性割合は、部門や専門産業により差はあるものの全体としては60%ほどであった。この数字について、同僚の女性弁護士たちは「女性の方がストレスに強いから」、「女性の方が優秀だから」と笑いながら答えていた。専門職にも女性が多いのは、長い社会主義の時代に、女性が男性同等に生産労働に参加していたことに関係するのだろう。ロシアで生活した経験からは、ロシアでは女性は家でも外でも良く働き、男性は家でも外でも働かない、とのイメージがある。もちろん、一般化は好ましくなく、個人をみれば、あまり働かない女性もいたし非常に良く働く男性もいた。男はあまり働かないとの文句に対し、男は戦争で働くもの（なので平時は働かなくともよい）と言われたこともあった。

ロシアで男女同権という意識が強いのかという（「同権」とは何を示すのか問題ではあるが）、そうとも言えないように感じる。勤め先の事務職はほとんど女性であったし、ロシア政府は、2015年の女性の平均賃金は男性のその72.6%であると指摘している。ある同僚女性弁護士は、訪問先の会社で女性ということで不快な思いをすることは珍しくはないと話していた。家庭での役割についても、同僚と話していると、家事育児は女性の仕事であり、男性は「手伝う」立場であると認識していることを感じた。

男性と女性は同等ではないという前提に立つからだろうか、労働法制上、妊娠女性や小さい子どもを育てている女性の保護が厚い。例えば、整理解雇では、妊娠女性、3歳未満の子供を持つ女性や14歳未満の子供を一人で養育する親（父親も該当するが母親が多いように感じる。）を解雇対象とすることは認められない。有期労働契約では、妊娠女性の場合、契約期間が満了しても妊娠期間が終わるまで契約は終了しない（もっとも、有期労働契約の締結自体が非常に限られた場合にしか認められていない。）。厳密には、親・扶養者の就労状況・労働条件により子供の保育環境に差がでないようにする施策であり、女性の保護という表現は適切ではないだろうが、事実上、女性労働者が保護される結果になることが多い。このような法制下では、経営側としては、なるべく女性を雇用しない方向に向かうようにも思うが、職場には女性が多い。役職者にも女性が多い。やはり、男が働かないからか、と思わずにはられない。

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所